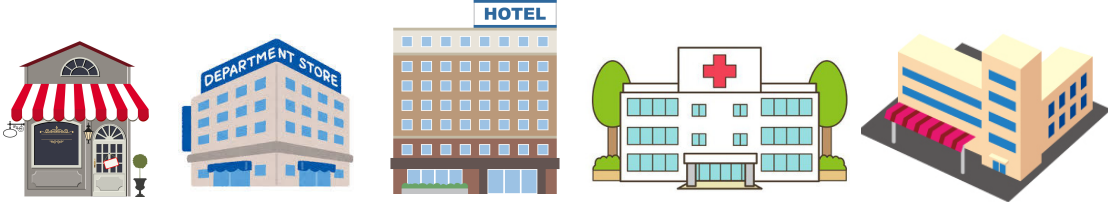


安心・安全な暮らしを守るために 平成30年7月1日から 違反対象物の公表制度が始まります！



町民の皆さんが、建物を安心して利用していただくために
重大な消防法例違反のある建物を徳之島地区消防組合ホームページで公表する制度です。

公表の対象は？	飲食店、物品販売店、旅館・ホテル、病院など、不特定多数の人が利用する「特定防火対象物」として指定されている建物が対象となります。 
公表の対象となる違反内容は？	消防法で建物に設置が義務付けられている消防用設備（屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備）が設置されていない等、重大な法令違反が対象です。  屋内消火栓設備 スプリンクラー設備 自動火災報知設備
公表の方法と内容は？	徳之島地区消防組合ホームページ（tokunoshima119.jp）で公表します。 公表内容は ①建物の名称 ②所在地 ③違反の内容 です。 
公表の流れは？	 消防署の立入検査で違反を発見 → 関係者へ違反を通知 → ※14日を経過しても違反が認められる場合 → ホームページで違反を公表 

重大な消防法令違反のほとんどが、無届けの増築や建物の接続です。増改築や用途変更などを計画される際は、事前に消防署（分遣所）に相談しましょう！

■ 「違反対象物公表制度」についての問合せは



徳之島地区消防組合消防本部 予防係



徳之島町亀津7203番地 電話0997-83-3160